

箱根町 箱根町自治基本条例 平成20年9月18日 条例第14号	真鶴町 真鶴町自治基本条例 平成26年12月12日 条例第24号	湯河原町 湯河原町自治基本条例 平成18年12月1日 条例第27号
(住民投票制度)	(町民投票)	
第25条 町長は、本町に関する特別重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、条例を定め、住民投票を行うことができます。 2 町議会及び町は、住民投票の結果を尊重します。	第11条 町長は、真鶴町の全体に係る重要事項について町民の意思を確認するため、別に条例を定めるところにより、町民による投票を実施することができる。 2 議会、町長及び執行機関は、町民投票の結果を尊重しなければならない。	

大井町 大井町自治基本条例 平成21年3月16日 条例第1号	山北町 山北町自治基本条例 平成24年12月7日 条例第19号	開成町 あじさいのまち開成自治基本条例 平成20年3月11日 条例第2号
(住民投票)	(住民投票)	(住民投票)
第18条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。 2 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要な事項は、別に定めます。	第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。 2 住民投票の結果は尊重しなければならない。 3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。	第20条 町長は、町政にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の資格の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。 3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
		(住民投票の請求及び発議)
		第21条 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。 2 議員は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 町長は、住民投票を規定した条例を議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

小田原市 小田原市自治基本条例 平成23年3月31日 条例第1号	南足柄市 南足柄市自治基本条例 平成22年6月21日 条例第15号	中井町 中井町自治基本条例 平成25年12月12日 条例第17号
(住民投票)	(住民投票)	(住民投票)
第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。 2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。 3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。	第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに市民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	第19条 町長は、中井町全体の将来に関わる重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。 2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

住民投票条例の二類型

住民投票条例には、大きく分けると、事案ごとに個別に設置されるタイプのものと常設型のものがある

(1) 個別設置型条例

個別設置型の条例は、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て制定される条例である。

(2) 常設型条例

常設型の条例は、住民投票の対象事項や発議の方法をあらかじめ設定しておく条例である。